

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	外国子会社合算税制の見直し (国税 11) (法人税: 義) (地方税 10) (法人住民税: 義、法人事業税: 義)
2	要望の内容	外国子会社合算税制は、軽課税国に所在する子会社等を通じた租税回避行為に対処するため、一定の外国子会社等の所得を国内事業者の所得に合算して課税する制度である(昭和 53 年度創設)。 この制度には、企業の正常な海外投資活動を阻害しないよう、一定の事業実体を有する外国子会社等についての適用除外規定が置かれているが、経済活動のグローバルな進展に伴い、現行の適用除外規定は現在の経済実態を反映していない面が生じているため、適用除外要件を一定の経済活動について拡充すること等を要望するもの。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 53 年創設 平成 22 年トリガー税率引下げ、資産性所得の合算等
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>外国子会社合算税制を、経済活動のグローバルな進展を踏まえた内容に見直すことによって、我が国の金融機関が健全な海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高める。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 経済財政運営と改革の基本方針について(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抜粋)</p> <p>「成長戦略においては、(略)グローバル化を活かしヒト・モノ・カネが自由に行き来できる環境を整備すること、などにより、潜在成長力を高め、実質所得の増加を伴う成長を実現することが必要不可欠である。」</p> <p>「以下のような経済社会の姿を目指し、強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活を実現していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由で公正な競争、オープンな経済環境が確保され、グローバルに魅力ある経済社会 ⇒国際競争力・成長力・雇用創出力のある産業が発展する社会 ⇒躍動感とスピード感をもって、ヒト・モノ・カネ・情報が自由に移動する社会」 <p>「グローバル化を活用して持続的な成長を実現するためには、貿易と投資の双方の拡大を目指し、ヒト・モノ・カネが自由に行き来できる環境の整備、日本と円に対する信用の維持、グローバルに稼げる分野の確保、ビジネス環境の整備やグローバル人材・現地人材の育成等に取り組むことが重要である。」</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	IV-3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置により、我が国金融機関が他国の金融機関と同じ条件で競争できるような環境を整備すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>達成目標の性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>海外展開する我が国金融機関の国際競争力を高めるためには、他国と同じ条件で競争できる環境を整備することが必要不可欠である。</p>
		8 有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>英国ロイズマーケット関係では、国内損害保険会社大手3グループ 航空機リース関係では、国内主要行及び大手リース会社など4グループ に対する適用が見込まれる。</p> <p>② 減収額</p> <p>英国ロイズマーケット関係は、これまで合算対象となった例はなく、本措置による減収はないと考えられる(来年の英国の法人税引下げにより、将来的に合算事例が発生することが見込まれる)。 航空機リース関係も、金融庁所管法人に関しては、これまで合算対象となった例はなく、本措置による減収はないと考えられる(今後、当該子会社等の収益の改善により、将来的に合算事例が発生することが見込まれる)。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: -~-)</p> <p>本要望が措置されれば、我が国金融機関が海外において、他国と同じ条件で競争できるようになり、我が国金融機関の国際競争力を高めることにつながる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: -~-)</p> <p>本要望により、我が国金融機関が海外において、他国と同じ条件で競争できる環境が整備される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成27年~)</p> <p>航空機リース事業または英国ロイズマーケットでの損害保険事業を営む外国子会社を有する国内金融機関は、外国子会社合算税制の適用を受けない他国の金融機関に比し、国際競争上、劣位な条件に置かれる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:ーーー)</p> <p>金融庁所管法人に関しては税込減は生じないほか、他国と同等の競争条件を確保することは我が国金融機関の国際競争力を高める上で必要不可欠。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	外国子会社合算税制が租税特別措置法で定められ、その適用除外の拡充を要望するものであるため、他の手段はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	該当なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	金融庁所管法人に関しては税込減は生じないほか、他国と同等の競争条件を確保することは我が国金融機関の国際競争力を高める上で必要不可欠。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—